

輸送力増進に伴り揚子支入態勢  
整備強化云々ニ件

(昭和二六、二七 次令決定)

半航路等之依り在升邦人等向遠輸送力ノ割期時強化  
ニ所慮スル為政府右他ニ依り急遽ニ揚子支入態  
勢ヲ整備強化スルモノトス

記

一地方引揚揚護局ノ整備強化

(一) 聯合軍品司令部ノ指令ニ依り追加指定港々  
別社唐津、田道ニ速急ニ地方引揚揚護局ヲ設置  
スルト昔之既設ノ地方引揚揚護局ヲ陳塞ラ一級ト  
充實強化スルモノトス

(二) 前号ニ依り地方引揚揚護局ノ新設及充實強化  
ニ速クモ三月下旬ニ了スルモノトス

(三) 地方引揚揚護局ノ整備強化ニ付テハ各係各者令

一面的ニ有テ協力支援スルモノトス

二宿舎施設ノ充實整備

(一) 指定港津所在地方ニ既設地方引揚揚護局  
ノ宿舎施設ニ付其収容力ヲ聯合軍品司令部  
司令ニ規定セラルル能力ノ概テ二倍増強スルヲ目途  
トシテ急遽ニ之ヲ充實強化スルル共ニ新設ノ地方引  
揚揚護局ニ付テモ本ノ旨ニ於テ要施設ヲ速急整備  
スルモノトス

(二) 施設ノ充實整備ハ三月下旬迄ニ完了スルヲ目途トシ

系例トシテ既存ノ宿舎等々ニ係り施設其他ノ  
既存施設ノ改修物等々ニ依り充實ニ新設ハ  
必要ナル限少限ニ止ルモノトス

(三) 施設ノ没却ハ有テモ之ヲ担任シ二月下旬迄ニ了

具他の計画ヲ樹立シ之ガ以テ材料ヲ輸送シ且其  
等之付テ人第一復員、第二復員、内務、農林、商工  
運輸、大體ノ各者全面的ニ協力スルモノトス

三、医療施設ノ拡充強化

(一) 地方ノ揚揚後援局ノ医療施設並ニ檢疫施設ヲ整備  
二、軍中ノ擴張整備スルト共ニ口ニ防疫、口ニ療養  
所ノ全面的活用ト日本運送隊國、日本赤十字會等  
一、他一般ノ医療施設ノ積極的利用ノ方途ヲ講  
ズルモノトス

(二) 輸送船舶(海陸航ヲ含ム)内ノ医療施設(診療  
及検査室等)ヲ更ニ整備設置設備ノ設置ヲ確  
立シ船内患者ノ治療ニ万全ヲ期スルト共ニ海外現  
地ニ對スル運送隊員等ノ追送捕送ニ遺憾ナキ  
期スルモノトス

(三) 右各施設ハ有量者有量ニ運輸、第一復員、第二復  
員ノ各者之ニ協力援助スルモノトス

四、被服食糧其他所要物資ノ確保

(一) 引揚者ノ應急揚揚所ニ要スル被服食糧其他  
各種生計必需品及運送隊員等ノ被服食糧  
等之約五百万人引揚外モノト推定シ其ノ所要量  
ヲ右陸地ニ供給スルモノトス

(二) 所要物資ノ調達ニ要スル特殊物件、特殊資  
料及新製生計用品ノ備蓄的充當ヲ圖ル共ニ  
一般民間物資ノ能力ヲ供出シテ運送隊員等  
ノ必要ニ應ジテ供給スルモノトス

(三) 農林、各者之ヲ担任シ輸送ニ付テハ運輸者之  
協力援助スルモノトス

五、輸送船舶ノ運航調整

(納谷義・京)

(一) 陸地に於てん混雜ヲ防止シテ系統外理ノ迅速化ヲ圖ル  
 有陸軍艦ノ陸軍甲の運用ヲ避クニト其一方面よりノ  
 帰還艦より可及的一定ヲ示ルカ如ク計畫スルモノトス  
 右計畫に付テハ運輸者及第二復員者担任シ第一  
 復員者之ヲ援助スルモノトス

(二) 港宇及船舶ノ電氣化設置ヲ整備シ船舶運航ニ  
 一美スル通信連絡ニ遺憾ナラズルモノトス  
 右ノ整備ハ通信院之ヲ担任シ運輸者第一復員者  
 有第二復員者有之ヲ援助スルモノトス

六、引揚者格道子要員ノ船舶乗組  
 上陸地ニ在リテ引揚業者ヲ整頓迅速化並ニ引揚者  
 ニ付スル指導等及内地事情ノ伝達等ニ功果スルヲ為シ  
 送船舶之引揚者格道子員ヲ乗組スルモノトス

七、輸送ノ強化

(一) 上陸地よりノ輸送勸送ヲ揚陸人員ニ即應セシムル  
 如ク日備代ヲ圖ント昔ノ遺者並ニ遺界ノ輸送ニ付  
 テハ特別ノ措置ヲ講ジテモノトス

(二) 陸地其ノ他ニ必要駆テ於テハ引揚者ノ要員並ニ供  
 食其ノ他ノ輸送施設ヲ整備強化シ輸送勸  
 送由ノ措置ニ遺憾ナラズルモノトス

右計畫ハ有復員者之ヲ担任シ之カ實施ニ付テハ運輸  
 者及要員並ニ有之ヲ援助スルモノトス

八、陸地に於テハ之ノ通信施設ノ整備  
 (一) 引揚者ノ要員及送者之員スルニ陸地に於テハ無線  
 電及諸施設向ノ連絡ヲ必要ニシ業務遂行力ノ  
 純率化ヲ圖ルニ相互向ノ交通通信施設ヲ設テ  
 整備強化スルモノトス

(二) 引揚者ノ要員通信施設ノ整備強化ハ有之

(納谷廣・京製)

担任し運輸省、逓信院等一應多量に及第之  
後、是等之協力せんモノトス

備考

- 一 今後滿洲、朝鮮方面より引揚者多し、是れ日本  
海岸方面に於て同様に陸海没す者多しモノトス
- 二 配船個體之付テハ、本要領ノ趣旨ニ依リ、如ク  
聯合軍側ノ援助ヲ得ルモノトシ、如クハ、  
三 上陸地ニ於テハ、收束期向、短縮ヲ圖ル者アリ  
揚子江等ニ對スルニ、定着後、如度ノ具々他ヲ  
促進スルモノト



支入人員ヲ上陸セシメテ

別社 三、〇〇〇 三月二十三日

博多 四、五〇〇 三月九日

鹿児島 二、〇〇〇 四月七日

熊本 二、四〇〇 三月三十日

美 三、五〇〇 三月十六日

熊本 三、七〇〇 三月三十日

日向 三、〇〇〇 三月二十三日

浦安 六、〇〇〇 四月二十日

△即日附ハ不定揚海来リノカ

(水)昭和二十一年三月三十日現在在支那引揚者乗船

港ヨリ毎日の乗組人員ハ概數三万八千八百人ニ達ス

且之ニテ將来モ同率維持ノ事定テ

(ハ)日本政府ハ支那及日本ノ在引揚者乗船港ニ於テ

凡て医療知識之如要ナルヲクセシテ供給スルコトヲ

上念申テ

次ノ如ク思ハレノ要求ニ應ジ

ハ在引揚者ハ天竺ニ於テ又極種瘧疾ヲ受ケ

曰亞細亞事トシテ帰國又ト本土ヨリ帰還スル者全額

テラスル休位射ヲ施ス

西嘉湖及夏期ニ在引揚者ニテコトヲ多ク射

施ス

(水)聯合國軍司令部ハ在支那引揚者乗船港ニ

於テ使用スルメ日米政府ニ対シテワケシム要ルハ該

港乗組人員ノ予想量ヲ基準トス

前規ニテニテ亦ニニセン標識ヲ達スル迄乗組人

員ノ増加ニ伴ヒテ要ルハ毎日増加スル日米政府ニ

テ要量ノワケシテ供給不能ノ場合ハ不足分補充ス

為司令部下協議及之

(4) 台湾及本内陸後、日本船隻、年進船舶用食糧、  
復航、陸軍人理之台湾、日本、食糧、補給  
スル

(1) 台湾より、日本人帰国者、被服、理之台湾、日本  
日本軍、備兵、給與スル

三、次、直轄支那、及外、地域より、引揚、取扱

(1) 極、大、少数、個人、ヲ、除ク、外、昭和、二年、七月、日、迄  
フ、リ、リ、ン、群、島、より、日本人、引揚、ハ、ス

(4) 昭和、二年、七月、日、より、琉球、諸、島、より、日本人、  
引揚、ハ、ス

四、次、附加、信、道、ノ、運、送、ヲ、対、シ、日本、政府、於、テ、責任、ヲ  
負、フ、コト、加、考、慮、セ、ル

(1) 引揚、之、運、送、ノ、全、日本、人、船、員、乗、組、船舶、ノ、運、送、  
船、配、備、食、糧、及、必、要、品、供、給、ノ、外、に、第、二、次、年  
份、に、載、ラ、ル、今、日、除、ク

(2) 支那、地域、就、航、中、ノ、日本、船、員、乗、組、ハ、リ、テ、イ、型、航  
船、L、S、T、ヲ、除キ、他、ノ、全、日本、船舶、三、將、未、乗  
務、員、ト、シ、テ、日本、人、運、送、ヲ、配、置、ス、ル、コト

(1) 四、次、内、陸、航、海、ノ、船、三、人、一、看、護、人  
(2) 四、次、又、リ、以、上、ノ、航、海、ヲ、ス、船、三、人、一、人、一、医、師、ト  
二、人、一、看、護、人、ヲ

(3) 高、島、司令、部、發、理、指、令、ニ、理、定、セ、ラ、ル、最、少  
限、之、數、ノ、運、送、ノ、要、求、ニ、應、ジ、ル、ト、シ、テ、ト、構、ウ、ス

日本、運、出、者、ノ、引、揚、船、ノ、船、長、任、命

(3) 日本、ノ、港、ヲ、經、テ、全、引、揚、船、ノ、十、分、以、上、清、島、及、信  
州

(4) 日本、ノ、引、揚、者、收、買、於、於、全、旅、是、引、揚、者、及

手前所ノ諸事初用ニ得ルニ心D D Tヲ使用ノ下

(以下別紙)

一九四五年一月三十一日附聯合國軍最高司令部發  
去帝國政府宛電書(假譯)

引揚着文種ノ有ノ内地及入事務所

三ノ事スル件

一、是年事務所ノ切所及收養能力ニ關スル者司令部  
ヨリノ指示ノ電書中ノ命令ハ以テ本年指令ヨリ行  
ハ一九四五年十月十七日附A G 三七。〇五G C 同伴名ノ

電書中第三項Aノ左ノ如ク變更ス

第三項A、及入事務所ノ切所、性質及收養能力

及入事務所ハ左記ノ通過邊セラルル又且此等ノ

事務所ノ限リ引揚着ノ使用セラルル

港別	一日ノ及入能力	送出(二)
別府	五〇〇〇	一、五〇〇
博多	七、五〇〇	五、〇〇〇
函館	二、五〇〇	二、五〇〇
鹿屋	二、五〇〇	二、五〇〇
鹿児島	三、〇〇〇	一、〇〇〇
吳地区	八、〇〇〇	三、〇〇〇
舞鶴	二、五〇〇	二、五〇〇
内司	二、五〇〇	六、五〇〇
佐世保	五、〇〇〇	五、〇〇〇
仙崎	五、〇〇〇	五、〇〇〇
下田	二、五〇〇	二、五〇〇
田代	三、〇〇〇	一、〇〇〇
備前	一、〇〇〇	一、五〇〇

(納谷 京)

